

熊本市有害鳥獣捕獲対策狩猟免許取得補助金交付要綱

| | | | |
|----|----------|-------|------|
| 制定 | 平成23年 | 4月28日 | 市長決裁 |
| 改定 | 平成30年 | 6月11日 | 局長決裁 |
| 改定 | 平成30年12月 | 5日 | 局長決裁 |
| 改定 | 令和元年 | 9月2日 | 局長決裁 |
| 改定 | 令和2年 | 4月1日 | 局長決裁 |
| 改定 | 令和3年 | 6月23日 | 局長決裁 |
| 改定 | 令和4年 | 2月1日 | 局長決裁 |
| 改定 | 令和4年12月 | 1日 | 局長決裁 |

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における地域の有害鳥獣捕獲の担い手を確保するとともに農作物及び生活環境への被害防止を図るため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号、以下「法律」という。）第39条第2項に規定するわな猟免許（以下「わな猟免許」という。）の取得者に対して交付する熊本市有害鳥獣捕獲対策狩猟免許取得補助金（以下「補助金」という。）に関し、熊本市補助金等交付規則（昭和43年規則第44号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この補助金を交付できる対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 当該年度に新規にわな猟免許を取得した者（ただし、更新は除く。）
- (2) 熊本県猟友会の構成員、熊本市有害鳥獣駆除隊の構成員、熊本市有害鳥獣地域駆除隊の構成員又は法律第18条の2により都道府県知事の認定を受けた鳥獣捕獲等事業者の構成員
- (3) 熊本市に住所を有しかつ熊本市で農業を営む者若しくは熊本市に住所を有しかつ熊本市で農業を営む農業法人の従業員（非正規雇用は除く）又は市民と協働して鳥獣被害対策事業に取り組む町内自治会等の構成員
- (4) 熊本市農区長設置規則（昭和45年規則第75号）第1条に規定する農区長（以下「農区長」という）及び熊本市農畜水産物有害鳥獣対策協議会長の推薦を受けた者又は市民と協働して鳥獣被害対策事業に取り組む町内自治会等の代表者から推薦を受けた者
- (5) 市税を滞納していない者

(補助)

第3条 市長は、前条に規定する対象者が第5条に規定する申請をしたときは、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助の対象となる経費及び補助金の交付限度額は、次の表に定めるとおりとし、実際に免許取得に要した経費を上限とする。ただし、当該額に100円未満の端数が生じたときは、その端数の額を切り捨てた額とする。

| 補助対象経費 | 補助金交付限度額 |
|------------|----------|
| 狩猟免許講習会受講料 | 10,000円 |
| 狩猟免許申請手数料 | 5,200円 |
| 医師の診断書料 | 5,000円 |
| 狩猟者登録手数料 | 1,800円 |
| わな損害賠償保険料 | 5,000円 |

(補助金の交付申請及び実績報告)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、熊本市有害鳥獣捕獲対策狩猟免許取得補助金交付申請書及び実績報告（様式第1号）に次の各号の書類を添付し、市長に申請しなければならない。ただし、市民と協働して鳥獣被害対策事業に取り組む町内自治会等の代表者から推薦を受けた者については、第4号の書類の提出は不要とする。

- (1) 狩猟免状の写し

- (2) 第4条に定める経費に要した領収書の写し又は経費を支払ったことを確認できる証明書等の原本
- (3) 市税滞納有無調査承諾書(様式第4号)
- (4) 農地基本台帳記載事項証明書(熊本市農業委員会発行) その他申請者が熊本市で農業を営んでいることが分かる書類又は申請者が農業法人の従業員の場合は雇用証明書(様式第5号)

2 前項に規定する申請は、狩猟免許取得後、当該取得した年度内に速やかに行わなければならない。
(補助金の交付決定及び交付確定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認められるときは、補助金交付の決定及び確定を行い、熊本市有害鳥獣捕獲対策狩猟免許取得補助金交付決定及び交付確定通知書(様式第2号)により、その旨を申請者に通知するものとする。
(補助金の請求)

第7条 申請者は、前条に規定する通知書を受けたときは、熊本市有害鳥獣捕獲対策狩猟免許取得補助金請求書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年 4月28日から施行する。

この要綱は、平成30年 6月11日から施行する。

この要綱は、平成30年12月 5日から施行する。

この要綱は、令和 元年 9月 2日から施行する。

この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 3年 7月 1日から施行する。

この要綱は、令和 4年 2月 1日から施行する。

この要綱は、令和 4年12月 1日から施行し、同年 4月 1日から適用する。ただし、第2条並びに第1号様式中「熊本市農畜水産物有害鳥獣対策協議会」とあるのは、令和 4年 5月30日までの間、「熊本市農畜産物有害鳥獣対策協議会」と読み替えるものとする。

様式第1号（第5条関係）

熊本市有害鳥獣捕獲対策狩猟免許取得補助金交付申請書及び実績報告

年 月 日

熊本市長（宛）

申請者

| | |
|------|-----|
| 住 所 | 熊本市 |
| 氏 名 | |
| 電話番号 | — — |

熊本市有害鳥獣捕獲対策狩猟免許取得補助金の交付を受けたいので、熊本市有害鳥獣捕獲対策狩猟免許取得補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額

| 補助対象経費区分 | 補助限度額 | 補助交付申請額（百円未満切捨て） |
|------------|-------------|------------------|
| 狩猟免許講習会受講料 | 10,000 円 | 金 円 |
| 狩猟免許申請手数料 | 5,200 円 | 金 円 |
| 医師の診断書料 | 5,000 円 | 金 円 |
| 狩猟者登録手数料 | 1,800 円 | 金 円 |
| わな損害賠償保険料 | 5,000 円 | 金 円 |
| 計 | 27,000 円 | 金 円 |

2 添付書類

- (1) 狩猟免状の写し
 - (2) 熊本市有害鳥獣捕獲対策狩猟免許取得補助金交付要綱第4条に定める経費に要した領収書の写し又は経費を支払ったことを確認できる証明書等の原本
 - (3) 市税滞納有無調査承諾書（様式第4号）
 - (4) 農地基本台帳記載事項証明書（熊本市農業委員会発行）その他申請者が熊本市で農業を営んでいることが分かる書類又は申請者が農業法人の従業員の場合は雇用証明書（様式第5号）
- ※市民と協働して鳥獣被害対策事業に取り組む町内自治会等の代表者から推薦を受けた者については、第4号の書類の提出は不要とする。

3 農区長及び熊本市農畜水産物有害鳥獣対策協議会長の推薦

有害鳥獣による農作物被害防除対策を実施するため、

【申請者】 _____ を地域の有害鳥獣捕獲の担い手として推薦します。

年 月 日

【推薦者】 第 _____ 農区長 _____

年 月 日

【推薦者】 熊本市農畜水産物有害鳥獣対策協議会長 _____

4 市民と協働して鳥獣被害対策事業に取り組む町内自治会等の代表者の推薦

有害鳥獣による生活環境被害防除対策を実施するため、

【申請者】 _____ を地域の有害鳥獣捕獲の担い手として推薦します。

年 月 日

【推薦者】 _____ 校区 _____

農支発第 号
年 月 日

熊本市有害鳥獣捕獲対策狩猟免許取得補助金交付決定及び交付確定通知書

申請者 住所
氏名 様

熊本市長

年 月 日付けで交付申請及び実績報告のありました熊本市有害鳥獣捕獲対策狩猟免許取得補助金交付について、下記のとおり決定及び確定したので、熊本市有害鳥獣捕獲対策狩猟免許取得補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 補助金の額

金 _____ 円

2 補助金交付の条件

- (1) 補助金交付の対象は、様式第1号に記載されたとおりとします。
- (2) 熊本市域内で、率先して有害鳥獣の捕獲活動に従事される方とします。
- (3) 市長は、偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けた者があるときは、補助金の交付決定及び交付確定を取り消し、既に交付した補助金の全部または一部の返還を命ずることがあります。

様式第3号 (第7条関係)

熊本市有害鳥獣捕獲対策狩猟免許取得補助金交付請求書

年 月 日

熊本市長 (宛)

申請者

| | |
|------|-----------|
| 住 所 | 熊本市 _____ |
| 氏 名 | _____ 印 |
| 電話番号 | — — |

年 月 日付け農支発第 号により交付決定及び交付確定通知のあった熊本市有害鳥獣捕獲対策狩猟免許補助金について、熊本市有害鳥獣捕獲対策狩猟免許補助金交付要綱第7条の規定により請求します。

記

金 _____ 円

振込先

| 振込先金融機関名 | | 銀行・金庫 農協・組合 | 本店・支店 本所・支所 | | | | | | | |
|----------------|--------|----------------|----------------|--|--|--|--|--|--|--|
| 預金種目 | | 普通・当座 | 口座 番号 | | | | | | | |
| 振込 口座 名義 | 住 所 | | | | | | | | | |
| | (フリガナ) | | | | | | | | | |
| | 氏 名 | | | | | | | | | |

担当課

市税滞納有無調査承諾書

熊本市の有害鳥獣捕獲対策狩猟免許取得補助金交付に伴い、熊本市市税（延滞金含む）の納付状況について下記の内容を調査されることを承諾します。

年 月 日

熊本市長 宛

申請者

住 所 熊本市 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

納税課確認欄

- 申請者
1. 滞納なし
 2. 滞納あり 市民税（特徴・普徴） ・ 固定資産税 ・ 法人市民税
軽自動車税 ・ 事業所税 ・ 特別土地保有税
その他（ _____ ）
 3. 滞納あり （分割納付約束履行中）
（滞納解消予定時期 _____ 年 月 日）

上記のとおり確認しました。

年 月 日

納 税 課 長

雇用証明書

年 月 日

住 所：

生年月日：

氏 名：

上記の者につき、以下の通り雇用関係にありますことを証明します。

記

- 勤務時間： 時 分 から 時 分 まで
- 就業場所：
- 勤務日：
- 入社年月日：
- 業 種：
- 職務の内容：
- 雇用形態の別： 正規 ・ 非正規
- その他

以上

所 在 地

事業者名
代表者氏名